

中山間地域等対策

<対策のポイント>

中山間地域等において、人口減少や農地の荒廃化等の諸問題に対応するため、農地の粗放的利用を含めた**農用地保全の取組、収益力向上・生活支援等の取組やデジタル技術の導入・定着、農家所得確保に向けた実践的な計画策定等**を推進します。

<政策目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の全体像>

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業算出額は全国の約4割を占めるなど、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。しかしながら、当該地域においては、人口減少、高齢化、農地の荒廃化といった諸問題も進行していることから、**農用地保全や農業を軸とした仕事づくりへの支援**を新たに加え、**所得確保**と合わせて中山間地域等の振興を図ります。

中山間地域等農用地保全総合対策

【14億円】

[農用地保全]

地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援
【事業期間】最大5年間
【交付率(上限)】定額（1,000万円/年等）、5.5/10等



実情に即した土地利用構想を実現

中山間地農業推進対策

【1億円】

[農業を軸とした仕事づくり]

地域の社会課題解決及び魅力向上のため、収益力向上、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着に対して支援
【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額(1,000万円(年基準額)×事業年数)



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化を実現

中山間地域所得確保対策

【185億円（優先枠を設けて実施）】

[所得確保]

地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援
【事業期間】1年間
【交付率(上限)】定額（500万円/地区）



事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分
○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
○ 産地生産基盤/パワーアップ事業
○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
○ 鳥獣被害防止総合対策

地域の農業所得確保を実現

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等農用地保全総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、**土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10 等

2. 最適土地利用推進サポート事業

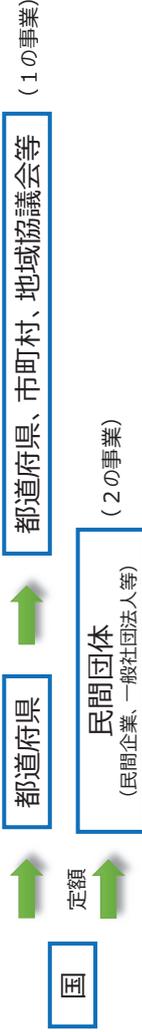
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

＜事業の流れ＞

定額、5.5/10等



＜事業イメージ＞

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想図の策定】

【粗放的利用のための条件整備】

【営農用ハウスの整備】

【営用地保全に資する基盤整備】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

中山間地域等対策のうち 中山間地農業推進対策

【令和4年度補正予算額 1,440百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、地域の社会課題解決及び魅力向上のため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する**具体的な取組、デジタル技術の導入・定着**を支援することにより、デジタル田園都市国家構想の実現を後押しします。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 元気な地域創出モデル支援

収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、**デジタル技術の導入・定着**を後押しすることで、優良事例創出を推進します。

【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額（1,000万円(年基準額)×事業年数）

- ア 収益力向上
 - ・高収益作物の導入等
 - ・栽培技術のeラーニングシステム導入等
- イ 販売力強化
 - ・高品質作物の導入、農産物の高付加価値化等
 - ・出荷予測システムの構築等
- ウ 農用地保全
 - ・棚田を含む農用地の保全・振興
 - ・水管理の遠隔操作システム導入等
- エ 複合経営
 - ・農業、畜産、林業の組合せによる複合経営、他の仕事を組み合わせた半農半X
 - ・自動ロボット導入による労働時間軽減等
- オ 生活支援
 - ・農用地保全や地域資源活用と一体的に行う生活支援等
 - ・デジタル技術を活用した見守り支援、買い物支援等

※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

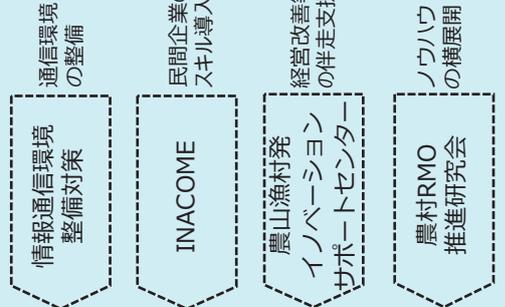
1. ① 元気な地域創出モデル支援

【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額
【1,000万円(年基準額)×事業年数】

〔農業を軸とした仕事づくり〕
収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営、生活支援



元気な地域創出モデル支援を核として、既存施策と連携し、立ち上げりを支援



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地域所得確保対策<一部公共>

【令和4年度補正予算額 18,530百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組を行う地区を250地区創出【令和6年度まで】

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援**します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

100百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築を検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

18,430百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業【1億円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
 【対象地域】特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域
 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
 【実施期間】1年間【交付率(上限)】定額(500万円/地区)
 【実施主体】地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、
消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【184億円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3502-6286）

鳥獣被害防止総合対策

【令和4年度補正予算額 3,700百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等の生産基盤や農村環境を維持するため、野生鳥獣の侵入を防止する侵入防止柵の整備やジビエ利用拡大へ資する取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

鳥獣被害防止総合対策交付金

3,700百万円

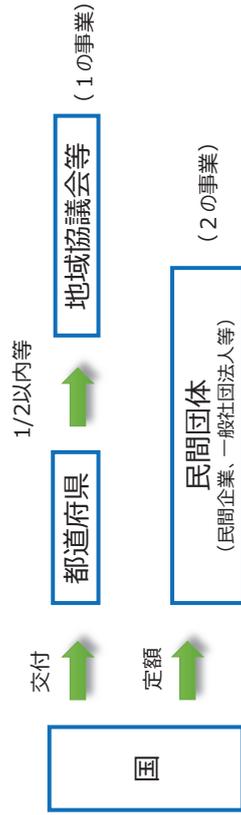
1. 侵入防止柵の整備（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）

中山間地域等での農作物の被害の低減を図るため、野生鳥獣の侵入を防止する侵入防止柵の整備及び既設柵の地際補強資材の導入等を支援します。

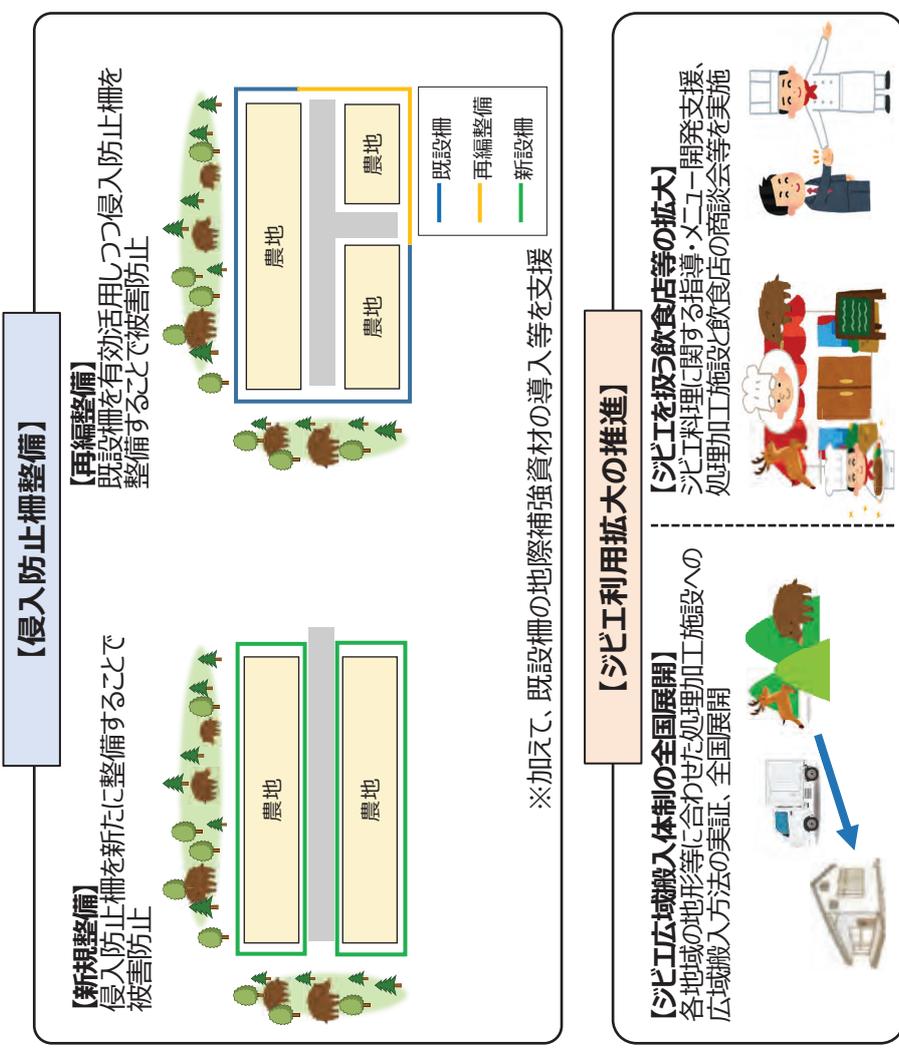
2. ジビエ利用拡大の推進

- ① 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援します。
- ② ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

湛水排除事業

【令和4年度補正予算額 33百万円】

＜対策のポイント＞

激甚な災害により相当規模の農地が湛水した場合に、土地改良区（土地改良区連合を含む）が湛水を排除するために行う水路の掘削、機械排水等の事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（昭和37年法律第150号）第10条に基づき実施します。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 湛水排除事業

33百万円

破堤または溢流によって一団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上である区域について、土地改良区等が行う湛水排除事業を実施します（排除される湛水の量が30万㎡以上、最大湛水面積の概ね50%以上の地域が土地改良区等の地区）。

【湛水状況】



＜事業の流れ＞

9/10

